

【別紙様式】

福島県は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

<p>事業名</p>	<p>ふくしまプロスポーツ活力・競技力向上事業</p>		
<p>総事業費 (千円)</p>	<p>45,000千円</p>	<p>交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)</p>	<p>45,000千円</p>
<p>事業概要</p>	<p>①目的 新型コロナウイルスの影響が継続する中、厳しい状況に置かれている県内プロスポーツチームを支援するとともに、県民に元気と勇気を与えるスポーツイベントの開催を支援することで、地域活力の創出を図る。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 プロスポーツチームの練習環境改善や選手の感染拡大防止対策等に係る経費及びイベント主催者に対する負担金 内訳:補助金1チームあたり上限5,000千円×3チーム イベント開催経費負担金30,000千円</p> <p>③交付対象 1)交付対象者 県内プロスポーツチーム 3チーム 2)交付対象者の選定理由・選定方法 県内のプロスポーツチーム3チームは、地域密着型のチームとして、子どもたちの夢の育成や県民の心身の健康増進等に大いに寄与しているとともに、試合やスポーツイベントを通じて県民に夢と希望、感動を届け、県民の生活を豊かにし、スポーツを通じた地域活性化や県民の活力を盛り上げる一助となっていることから、県内に拠点を置くプロスポーツチームを交付対象者とする。</p> <p>④期待される効果 当事業によって、プロスポーツチームが活躍し、スポーツの力による地域活力の創出が見込まれるとともに、コロナ禍におけるスポーツイベントの開催により、地域経済への波及効果及び地域活性化の効果が期待できる。</p>		
<p>新型コロナウイルス感染症への対応(経済対策)との関係</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、観客の収容率・人数上限の制限や試合自体の中止・延期によりプロスポーツチームは入場料収入等が皆無となった他、感染拡大防止対策に係る経費が発生し、財政状況は依然として逼迫している。県内プロスポーツチームを支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		

【別紙様式】

<p>福島県は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。</p>			
事業名	県有観光施設管理事業		
総事業費 (千円)	165,624千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	165,624千円
事業概要	<p>①目的 新型コロナウイルス感染症の影響で経営が悪化している県有観光施設について、円滑な施設運営・維持管理を支援することで、継続的な交流促進を図る。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 県有観光施設維持管理に係る委託費 ・福島県産業交流館 151,975千円 ・くろがね小屋 11,673千円 ・天鏡閣 1,976千円</p> <p>③交付対象 1)交付対象者 県有観光施設3施設(福島県産業交流館、くろがね小屋、天鏡閣)の指定管理者等 2)交付対象者の選定理由・選定方法 県有観光施設は、新型コロナウイルス感染症の影響で観光客や利用者が減少しているものの、観光客や利用者の安全確保や地域経済を担う観点より、休業・営業停止できない状況にある。このため、引き続き安定した運営を行うにあたり、各施設の管理業務の受託者である指定管理者等に対して委託料として増額する。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、県有観光施設の継続的な運営が図られることにより、福島県の交流人口及び経済波及効果の維持、観光客の安全を図ることができる。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応(経済対策)との関係	<p>県有観光施設は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う入込客数やコンベンション開催件数等の大幅な減少している他、感染拡大防止対策に係る経費の発生等により、施設の維持管理の継続が厳しい状況に陥っている。 県有観光施設の指定管理者等に対して、維持管理経費の増額を行う本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		

【別紙様式】

福島県は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	森林とのふれあい施設管理事業		
総事業費 (千円)	12,497千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	12,497千円
事業概要	<p>①目的 指定管理者制度で運営している公共施設「ふくしま県民の森」について、新型コロナウイルス感染症対策に係る施設休業後の円滑な施設の運営、管理を支援する。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 新型コロナウイルス感染症対策に係る円滑な施設運営・管理に充てる委託費 12,497千円</p> <p>③交付対象 1)交付対象者 ふくしま県民の森指定管理者1者 2)交付対象者の選定理由・選定方法 ふくしま県民の森は森林とのふれあいを通じて、自然環境学習や保健 休養、レクリエーションの場として活用されており、県民の福祉の 推進の一助となっていることから、指定管理者を交付対象者とする。</p> <p>④期待される効果 施設内のフィールドを活用した森林づくり活動や学習活動等の実施により、県民の福祉の増進に繋がるとともに、コロナ禍における安全な施設運営、野外活動の推進に寄与する。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応(経済対策)との関係	指定管理者は施設内のフィールドを活用し、各種公益事業や教育事業に取り組んでおり、それら事業の継続を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。		

【別紙様式】

福島県は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	福島県文化センター管理運営事務委託		
総事業費 (千円)	20,896千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	20,896千円
事業概要	<p>①目的 指定管理者制度で運営している「福島県文化センター」について、コロナ禍においても文化活動が可能となるよう、施設の円滑な運営・管理を支援する。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 (対象経費) 新型コロナウイルス感染症対策に係る円滑な施設運営・管理に係る経費 (算定根拠) 管理運営経費 20,896千円×1施設</p> <p>③交付対象 (1) 交付対象者 (公財)福島県文化振興財団 ※福島県文化センター指定管理者 (2) 交付対象者の選定理由 交付対象者は、本県の文化振興の中心的施設である福島県文化センターの指定管理者として同センターの管理を県から委託されているが、新型コロナウイルスの影響で、管理運営経費に充当される施設利用料が大幅減収となる見込みとなった。そのため、感染症対策をはじめとした文化センターの適切かつ円滑な管理運営に必要な経費が確保できず、県民の文化活動が阻害されるおそれがあることから、交付対象とする。</p> <p>④期待される効果 当事業によって、県文化センターの感染症対策などの適切かつ円滑な施設運営・管理が確保でき、県民の文化活動の機会創出が期待され、地域の活気が回復することが期待される。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応(経済対策)との関係	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、観客の収容率や人数制限があるためにセンターの利用件数が大幅に減少しており、施設の管理運営に充てられる利用料金収入も減収となる見込みである。他方で、文化活動の再開のためには、センターの感染症対策をはじめ、適切な維持管理が必要であることから、当該経費を交付する本事業は、文化芸術活動の再開支援として地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		

【別紙様式】

福島県は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

<p>事業名</p>	<p>福島県太陽の国病院管理運営委託事業</p>		
<p>総事業費 (千円)</p>	<p>221,722千円</p>	<p>交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)</p>	<p>11,876千円</p>
<p>事業概要</p>	<p>①目的 指定管理者制度で運営している総合社会福祉施設の感染症対策等について支援する。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 支援金:1事業者×11,876千円=11,876千円 (11,876千円の内訳) ・委託料(感染症対策用材料、医薬品購入費等:11,876千円) 新型コロナウイルス感染症対策に係る円滑な施設運営・管理に充てる委託費</p> <p>③交付対象 1)交付対象者 社会福祉法人福島県社会福祉事業団(指定管理者)1者 2)交付対象者の選定理由・選定方法 福島県総合社会福祉施設太陽の国において医療を提供している、福島県太陽の国病院は指定管理施設であるため、指定管理者を対象として支援する。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、県のセーフティーネットとして重要な役割を果たしている総合社会福祉施設太陽の国における安定的な医療提供が確保されることにより、県の福祉施策の推進が図られる。</p>		
<p>新型コロナウイルス感染症への対応(経済対策)との関係</p>	<p>福島県太陽の国病院管理運営委託事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、病院の感染症対策を余儀なくされたことから、関係経費が事業を圧迫し、このままでは、事業継続が困難な状況に陥っている。</p> <p>指定管理者である社会福祉法人福島県社会福祉事業団を支援し、福島県太陽の国病院管理運営委託事業の継続を図る本事業は、県のセーフティーネットである総合社会福祉施設の継続に必要な事業であり、また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域の医療提供体制の強化に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		